

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 29 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 29 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から40年3月まで
② 昭和56年12月から57年3月まで

申立期間①については、私の父親が、申立期間②については、私の妻が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行って来ており、いずれの申立期間も未加入又は保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和57年9月に国民年金の加入手続を行ったことが、申立人の前後に国民年金の任意加入手続を行った者の記録から推認でき、その時点において、申立期間②は、過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間②は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間②を除く国民年金加入期間に未納期間は無く、昭和62年4月から平成5年3月までは付加保険料も納付していることなどを踏まえると、申立人が、国民年金の加入手続を行った時点で納付が可能であった申立期間②の国民年金保険料を納付したとしても特段不合理な点は見られない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続等を行ったとするその父親も既に他界しているため、申立期間①当時の国民年金加入状況及び保険料の

納付状況は不明である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から43年3月までの期間及び57年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から43年3月まで
② 昭和57年2月から同年3月まで

私は、昭和39年4月に会社を退職した際に、私の母親に依頼して私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間①について、私は、40年4月に結婚し転居したことから、自分で転居先の区役所で2、3か月ごとに国民年金保険料を納付した。その後、再び転居してからは、2、3か月ごとに自宅に集金人が来るようになったので、集金人に国民年金保険料を納付していたが、自宅を留守にして保険料を納付できない時には、市役所の支所で納付していた。また、申立期間②については、私は、毎月玄関先で50歳くらいの女性の集金人に保険料を納付していた。申立期間①及び②の国民年金保険料については、未納がないように納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は結婚した際の転居先の区役所で2、3か月ごとに国民年金保険料を納付し、その後、再び転居してからの保険料は、集金人や市役所の支所で納付していたと主張しているところ、その保険料の納付方法は当時の納付方法と合致していることが確認できるとともに、納付したとしている保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、社会保険事務所の納付記録では、申立期間①に隣接する昭和43年4月から47年3月までの期間の納付記録が、61年2月21日に納付済みに変更されているとともに、申立期間①中の42年4月7日に任意加入した記録が61

年3月7日に追加されていることが確認できることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間②については、市町村の納付記録では保険料が納付済みになっていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料はすべて納付していることが確認できる上、昭和42年4月から任意加入し保険料を納付しているとともに、任意加入者から第3号被保険者への切替手続及び第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行うなど、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から51年6月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から51年6月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和39年7月に会社を退職した後、国民年金に加入していなかった。時期はよく覚えていないが、何年か過ぎて市役所から国民年金の加入及び国民年金保険料の納付を勧める通知が届き、妻が市役所に出向いたところ、このままでは将来年金が受けられないので一括して保険料を納付するように勧められた。妻は、私の国民年金の加入手続を39年7月にさかのぼって行うとともに申立期間①及び②を含む39年7月から加入手続時点までの保険料の納付書を作成してもらい、後日、一括して納付した。納付した金額は、100万円はしなかったが何十万円と高額であった。妻は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳から、申立人は会社退職後の昭和39年7月にさかのぼって国民年金に加入し、その手続は53年9月に行われたことが認められ、加入手続時点では、第3回特例納付が実施されており、申立人が一括納付したとする金額は、実際の特例納付額と過年度納付額の合算額と大きな相違はない。

また、申立人については、厚生年金保険加入期間を含めると特例納付を行わなくても、60歳で国民年金受給資格が得られるものと考えられるが、申立人は市からの国民年金の加入勧奨については、申立人同様に未加入であったその妻にも届き、未加入期間すべての国民年金保険料を納付しないと国民年金

を受給できない旨の説明を受けたとしており、当時の申立人の経済状況から妻の未納分の納付を断念し、申立人の未納分のみを一括して納付したとする主張に不自然さはみられない。

さらに、特例納付は、制度上、先に経過した月から順次行うものとされているところ、記録では昭和51年7月から同年9月までのみ特例納付により保険料が納付済みとなっており、その一方で加入手続当時には、特例納付より低い額での納付が可能であった昭和52年度の保険料については、すべて未納となっており、不自然である。

加えて、申立人の申立期間以降に係る国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

私は、時期は憶えていないが、市役所に行き、国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料は、3か月に一回自宅に来る集金人に納付し、自宅を留守にして保険料を納付できない時は市役所で納付した。

申立期間は、強制加入期間であり、強制加入期間前後の任意加入期間は納付済みとされているのに、強制加入期間である申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫については、申立期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料納付記録照会によると、当初、申立期間直後の昭和49年7月から同年9月までの保険料は未納とされていたが、申立人が所持していた領収証により、平成20年6月に同期間の保険料が納付済みに記録訂正されていることが確認できることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間中は国民年金保険料をすべて納付している上、任意加入していた期間及び保険料を前納していた期間が確認できるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの期間及び37年7月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年8月まで
② 昭和37年7月から41年3月まで

私の国民年金の加入手続は、国民年金制度発足当初に夫の養母が、夫の加入手続と一緒にしてくれたはずである。国民年金保険料は、夫の養母が、自宅に集金に来た組長に毎月私と夫の分を一緒に納付しており、その養母が不在の時は、私が納付したこともあった。申立期間について、一緒に保険料を納付していた夫は納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初に申立人の夫の養母が、申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続を行ったはずであると主張しているところ、申立人には、昭和40年4月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていたことが確認でき、その別の手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人及び申立人の夫は、国民年金制度発足前の35年10月ごろに加入手続を行ったものと推認できることから、国民年金制度発足前に夫婦一緒に加入手続を行いながら、申立人のみ、申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間①及び②当時、申立人の夫の養母が、申立人とその夫の国民年金保険料を一緒に納付しており、その養母が不在の時は、申立人が納付したこともあったと述べているところ、特殊台帳で保険料の納付日が確認できる範囲では、申立人及びその夫の保険料は、同一日に納付されて

いることから、基本的に申立人及びその夫は一緒に保険料を納付していたものと考えられる上、申立期間①及び②の申立人の夫の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人が申立期間①及び②当時居住していた市では、集金人制度を実施していたことが確認でき、納付したとする国民年金保険料の金額も当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和37年4月に会社を退職した際に、その会社の職員から国民年金に加入するよう勧められたので、母親に依頼してすぐに加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が両親と私の三人分を、私が別会社に就職するまで未納が無いよう一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は、会社を退職した際に申立人の母親が申立人の加入手続を行い、申立人が別会社に就職するまで、その母親が国民年金保険料を納付し続けたと主張しているところ、申立人が昭和37年4月に会社を退職した際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われているとともに、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることが確認できることから申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立人の両親及び申立人の三人分の国民年金保険料について、申立人の母親と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の両親については、申立期間の保険料が納付済みとなっており、申立人のみ申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年4月まで

私は、昭和48年1月に金融機関を退職した際に、同機関から厚生年金保険を国民年金に切り替えるよう勧める書類をもらったので、その直後に区役所で国民年金の加入手続きを行い、その時に窓口で半年分か一年分の国民年金保険料を現金で納付し領収書を受け取った。その後、私は、48年5月に別の金融機関に再就職し厚生年金保険に加入したことから、既に納付していた5月分以降の国民年金保険料を返納してもらったことも記憶している。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ4か月と短期間である。

また、申立人は、昭和48年1月に金融機関を退職した際に、同機関から国民年金に加入するよう勧められたことから、区役所で加入手続きを行い、その際に窓口で国民年金保険料を現金で納付し領収書を受け取ったと主張しているところ、申立期間当時、当該区役所では国民年金保険料の納付方法について、46年4月に印紙検認方式から領収書発行方式に変更していたことが確認でき、申立内容の全体を通じて特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和48年5月に別の金融機関に再就職し厚生年金保険に加入したことから、既に納付していた5月分以降の国民年金保険料を還付してもらったこと、及び区役所で国民年金の加入手続きを行った際に元同僚と出会ったことを具体的かつ鮮明に記憶しており、その主張に不自然さは認められない。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付

しており、前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年11月まで

私は、昭和61年3月に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続きを行い、その際に、再就職先に勤務するまでの期間の国民年金保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ8か月と短期間である。

また、申立人は、会社退職後に市役所で国民年金の加入手続きを行った際に、窓口で国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では、市役所の窓口で現年度分の保険料をまとめて納付することが可能であったことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況について鮮明に記憶している上、申立期間後の厚生年金保険と厚生年金保険の間の国民年金保険料を適切に納付していることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年10月までの期間、48年4月から同年10月までの期間及び49年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年10月まで
② 昭和48年4月から同年10月まで
③ 昭和49年4月から同年5月まで

昭和36年4月にA村にあった実家で農業に従事していた私は、両親と一緒に国民年金に加入した。その後、農閑期には県外のB市に出稼ぎに行くようになり、出稼ぎ期間中は厚生年金保険に加入し、農繁期に実家に戻ると国民年金に切り替えるということを43年から49年まで繰り返した。国民年金の加入手続、厚生年金保険との切替手続、国民年金保険料の納付は母親に任せていた。私の実家があった集落は、とても小さな集落で、出稼ぎから戻って国民年金に加入せずにいたり、国民年金保険料を未納にしたままでいられるような土地柄ではなかった。事実、母親は加入期間中の国民年金保険料をすべて納付し、私も国民年金加入期間中はすべて保険料を納付していたはずだ。申立期間①が未納とされていること、申立期間②及び③が国民年金に加入していなかったとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和43年から出稼ぎを始めた申立人は、毎年、農繁期は実家に戻り国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたとすると、43年から45年までの国民年金加入期間及び47年の国民年金加入期間の保険料は納付されており、申立期間①だけ保険料を納付しなかったとは考えにくい。

また、社会保険庁の特殊台帳には、昭和42年度から45年度を中心に、複数

の訂正が書き込まれており、申立人の国民年金手帳にも、保険料が納付済みとなっている期間に検認印がないなど、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

さらに、申立期間②及び③について、申立人が所持する失業保険受給資格者証(当時)には、昭和48年6月から同年8月までと49年5月から同年6月まで、申立人の実家があるA村を管轄している公共職業安定所で基本手当を受給した記載があることから、48年及び49年ともに、これまでどおり、出稼ぎを終えて実家に戻っていたとする申立人の主張は信用できる。他方、申立人の特殊台帳では、48年6月にA村からB市に住所を移し、併せて同年7月に申立人の国民年金被保険者台帳もA村を管轄する社会保険事務所からB市を管轄する社会保険事務所に移管されたなどの記載があるが、A村からB市に住所を移転したと記載されている48年6月の時点では、申立人はB市に居住していたとは考えにくく、しかも、記載されているB市の住所は、同年4月に退職した出稼ぎ先の社員寮の住所である。その上、48年4月の資格取得の記録が取り消されたのは、台帳の移管後と考えられるなど、実態を反映した記載になっておらず、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

加えて、申立人や申立人の知人の証言から、申立人の実家があったA村の集落では、国民年金制度の周知が活発に行われていたことがうかがえ、国民年金保険料については、所定の日集落の代表者に保険料を持参して納付する仕組みが採られていたため、国民年金に加入せずにいたり、国民年金保険料を納付せずにいたりすることはできない土地柄であったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年12月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から同年12月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和44年に結婚してから、妻と二人で飲食店を営んでおり、店に市役所から集金人が来るようになったので妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月及び12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録について、当初、昭和47年1月から同年3月までの保険料が未納とされていたが、申立人が所持していた領収書により納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

さらに、申立人の妻については、申立期間の国民年金保険料が納付済みであるとともに、その妻は「店に来るようになった集金人に、毎回二人分の保険料を納付していた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで

国民年金には、昭和36年の制度開始当初より加入し、保険料も最初は母が納付していたが、すぐに私自身が納付するようになり、以来納付期限に遅れることもあったが、保険料を納付しなければならないという思いは常にあり、保険料を納付しなかったという記憶はない。

申立期間②については、申請免除となっているが、この期間も保険料は納付していたはずである。

きちんと納付してきたはずなのに、申立期間が未納や申請免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、病気療養中の申立人の夫が亡くなったことに伴い、昭和61年4月に親族の近くに転居することになったが、転出手続に際しては、未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとしている。確かに、昭和61年3月に59年1月から60年3月までの国民年金保険料が一括納付されている記録が認められるが、過年度納付をしておきながら、60年4月以降の現年度保険料を未納のままにしておくことは考えにくく、夫の看病等に専念していたため納付手続に割く時間がなかっただけであり、夫の高額な医療費も滞りなく支払っており、経済的にも何ら問題なかったとしている申立人の主張に、特段の不自然さは認められない。

また、申立期間①については、12か月と短期間であることに加え、申立

人は、昭和 36 年 4 月の制度発足時に加入して以来、申立期間を除いて保険料の未納はなく、さらに前納することもあったことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

- 2 一方、申立期間②については、申立人は、時期についてははっきりしないものの、役所で保険料免除についての説明を受け、何らかの処理をした記憶があるとしているところ、申立人の居住する市の被保険者名簿には、申請免除となっている記録があり、その処理も当該年度中に行われていることがうかがわれる。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2212

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月

私は、昭和48年7月に夫が会社を退職してからは、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により市役所で納付していた。申立期間の保険料と一緒に納付していた夫は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、加入可能年数の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により市役所で夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その夫の申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、結婚後も国民年金に任意加入している上、種別変更手続も適切に行っているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年3月まで

私は、昭和27年に貸家を借りて自営業を営み始めた。国民年金の加入については、近所の商店の人たちと相談して老後のために加入することにし、加入手続は店で行った。国民年金保険料については、毎月月末に店に集金人が来たので、私が現金で夫婦二人分を納付してきており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、制度発足当初から国民年金に加入して以降、申立期間を除き満60歳までの国民年金保険料はすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人と同時期に国民年金に加入したと思われる者の中に申立人が記憶している氏名が複数存在しており、そのうちの一人の住所地は、社会保険庁の記録では、申立人が申立期間当時居住していた住所地と同じであり、申立人が近所の商店の人たちと相談して国民年金に加入したとの主張と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月及び同年11月

私は、私の夫が退職したことから、平成12年4月に国民年金の種別変更手続を行った。その後、私の夫は、私が60歳に到達するまでの間、毎月、信用金庫で国民年金保険料を納付していた。

また、私の夫は、平成12年ごろから、毎年、所得税の確定申告書を作成し、税務署に申告していた。その確定申告書には、夫婦二人分の国民健康保険料の支払額と私の国民年金保険料の支払額が、社会保険料控除として計上されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の夫が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫の平成14年分の確定申告書(控)には社会保険料控除額が記載されているが、その内訳の記載がないことから、国民年金保険料の支払額を確認することができない。しかし、その社会保険料控除額から、申立人の夫の平成13年度及び14年度の国民健康保険料通知書から計算した平成14年分の夫婦二人分の国民健康保険料額を差し引くと、申立人の14年1月から同年11月までの国民年金保険料額とほぼ一致することから、社会保険料控除額に国民年金保険料が含まれているものと推認でき、申立人は、同期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立期間は1回、かつ、2か月と短期間であり、申立人は、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を適切に行っている上、それ以降の期間について、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているな

ど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年7月9日から21年1月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を20年7月9日に、資格喪失日に係る記録を21年1月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20年7月から同年12月までは90円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年5月1日から21年1月10日まで

昭和19年4月1日付けで、B社に入社したが、同月20日にC校に入隊し、20年5月1日に除隊になり、同日付けでB社に復職した。復職後、すぐに新造船D丸の艀装員兼2等通信士に発令され、E港で乗船し、同年10月30日に下船した。同年11月から21年1月まではA会で海外復員船準備要員及びF国からの貸与船受取準備要員として勤務した。この間の年金記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の保有する人事記録には、申立人は昭和20年7月9日にB社からA会に移籍し、同年8月2日にD丸に乗船後、同年9月4日から21年1月10日付けで別の船への乗船命令を受けるまでは待機員であったとの記載がある上、申立人のC校の後輩でありD丸に昭和20年8月6日に乗船したG氏は「申立人もD丸に乗船していた」と証言していることから、申立人が20年7月9日から21年1月10日までの期間においてD丸に乗船していたことが認められる。

また、社会保険事務局が保管する戦時加算該当船舶名簿によると、D丸の加算区域航行期間欄に自20年3月4日至21年3月31日の記載が確認できる。

さらに、「A会」運行船舶一覧表によると、当時、D丸はA会に管理されていた船であることが確認できる。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和20年7月9日から21年1月10日までの期間、継続してA会に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め

られる。

また、B社の人事記録から、昭和20年7月から同年12月までの標準報酬月額については90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年7月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和20年5月1日から同年7月8日までは、上記の人事記録から、当該期間に係る乗船及び予備船員記録が確認できず、このほかの資料も無いことから、申立人が、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社。）における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月31日から同年11月1日まで
社会保険庁の記録では、A社で昭和42年10月31日に資格喪失し、B社で同年11月1日に資格取得となっており、厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。実際には親会社への移籍であり、本来継続加入となるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から同日に親会社に移籍した同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和42年11月1日にA社から関連会社B社へ移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和43年4月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万円とすることが妥当である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月21日から43年4月21日まで

平成20年6月に厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、A社において、昭和42年4月21日に資格喪失した記録の回答をもらった。

私は、昭和43年4月20日に退職するまでA社に勤務しており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理しているA社に係る被保険者名簿では、申立人は昭和42年4月21日に資格喪失しているにもかかわらず、同年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われたことが記録されている。この定時決定の記録を前提とすると、申立人が42年4月21日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は昭和43年4月20日となっている。

さらに、A社が保管する人事記録によると、申立人の同社での退職日は昭和43年4月20日となっている。

加えて、当時の管轄社会保険事務所に照会したところ、「日付印の押し間違いではないか」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和43年4月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿において標準報酬月額が2万円と確認できることから、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和30年4月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年3月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年4月から31年7月までは3,000円、31年8月から32年2月までは5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月10日から32年3月31日まで

社会保険庁の記録では、私がA社で勤務していた昭和30年4月10日から32年3月31日までの期間、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。私は、30年3月にB校を卒業して、A社に入社した。保険料は事業主により給与から控除されていたと思うが、当時の給与明細書などは無い。同社ではC業の仕事をしており、働いていたことに間違い無く、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和30年4月10日から32年3月31日までの期間について、申立人と同姓同名で生年月日の異なる(Dと記載されている)基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係るA社での給与月額をおよそ3,000円であったと記憶しており、上記の被保険者記録の標準報酬月額と一致する。

このほか、申立人の基礎年金番号に既に統合されているE社に係る被保険者記録を、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で調査したところ、申立人の生年月日はDとなっており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている生年月日と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の被保険者記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和 30 年 4 月 10 日に被保険者資格を取得し、32 年 3 月 31 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和 30 年 4 月から 31 年 7 月までは 3,000 円、31 年 8 月から 32 年 2 月までは 5,000 円とすることが必要である。

神奈川県厚生年金 事案 993

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から7年7月31日まで

私は、A社に勤務していた当時、47万円相当の給料を支給されており、給料に見合う保険料が控除されていた。社会保険事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が不当に低い金額になっていることに驚いた。支給されていた給料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年7月31日以降の8年3月4日に、申立人の標準報酬月額が3年12月にさかのぼって、3年12月から6年9月までは47万円から8万円に27等級、同年10月から7年6月までは47万円から9万2,000円に25等級引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、当該訂正処理前の平成7年10月26日に、A社の取締役を辞任している事が確認できる上、同社の取締役から、「申立人は、社会保険事務を担当する役員ではなかった」との供述があり、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である47万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川県厚生年金 事案 994

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 37 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 36 年 8 月から同年 9 月までの期間については 1 万 2,000 円、36 年 10 月から 37 年 4 月までの期間については 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 6 月 1 日付けで A 社 B 支社に、販売員から内勤社員に登用され、同年 8 月 1 日付けで、同社 C 支店開設で同支店に転勤した。

現在給与明細書等の資料は無いが、A 社 C 支店での給料は、同社 B 支社から送金され、一度も滞ることも無く、社会保険料が当然控除されていたはずである。

同じ会社内の転勤で厚生年金保険被保険者期間が欠落するのはおかしい。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する A 社 B 支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 37 年 6 月 1 日と記載されているとともに、36 年 10 月の定時決定の記載も確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿における記録から、昭和 36 年 8 月から同年 9 月までは 1 万 2,000 円、36 年 10 月から 37 年 4 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年1月30日から28年3月30日までの期間について、A社B工場の事業主は、申立人が主張する25年1月30日に厚生年金保険の資格を取得し、28年3月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年1月から同年11月までは8,000円、25年12月から28年2月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月30日から28年3月30日まで
② 昭和28年4月1日から31年4月1日まで

私は、申立期間①についてA社の社員として運転手の仕事をしていた。申立期間②については、C社D支店で職員として運転手の仕事をしていた。社会保険庁の記録ではこの期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、一緒に勤務していたと記憶している同僚の被保険者記録が確認できることから、申立人が当該期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の者の、昭和25年1月30日から28年3月30日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、A社B工場の事業主は、申立人が同事業所において昭和25年1月30日に被保険者資格を取得し、28年3月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和25年1月から同年11月までは8,000

円、25年12月から28年2月までは1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、C社が保管している准職員台帳の前歴の記載から、申立人は申立期間②において、同社D支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社は「申立人は、申立期間当時、各作業所長の権限で雇用される直備ちよくようという雇用形態であり、直備ちよくようは厚生年金保険の加入について均一的な取扱いではなく、当時の資料も無いため、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは不明」と回答しているところ、同社D支店E作業所で、申立期間当時、社会保険の事務を担当していた同僚は「申立人は現場採用ちよくようの直備ちよくようであり、厚生年金保険には加入していなかったと思う」と回答している。

また、社会保険事務所が保管するC社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が記憶している同僚の記録も確認できない。

さらに、給与明細等、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成4年3月から6年10月までは53万円、6年11月から9年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から9年2月1日まで

私は、平成9年6月に年金の裁定請求のため、社会保険事務所へ行き、標準報酬月額が4年3月から9年1月までの期間、10万円以下であると知った。今回の調査で、正しい標準報酬額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成4年3月から6年10月までは53万円、6年11月から9年1月までは59万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年2月28日）の後の9年5月9日付けで、4年3月から9年1月までの期間の標準報酬月額を遡^{そく}及して9万2,000円に減額されていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人が、A社の取締役であったことは確認できるが、事業主及び複数の役員から、「申立人は、退社するまで工事部総括担当役員として勤務しており、社会保険事務には関与していなかった」との証言があることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年3月から6年10月までは53万円、6年11月から9年1月までは59万円に訂正することが必要である。

神奈川厚生年金 事案 997

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成5年4月から6年9月までは53万円、6年10月から7年1月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年2月28日まで

私はA社においてB業の仕事をしていたが、平成5年4月1日から7年2月28日まで勤務した記録が、当時約53万円の給与だったにもかかわらず、後日に標準報酬月額が約8万円に改ざんされている。申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年2月28日以降の同年3月22日に、申立人の標準報酬月額が、5年4月1日にさかのぼって同年4月から6年9月までは53万円から8万円へ30等級、6年10月から7年1月までは47万円から8万円へ28等級引き下げていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立人は申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるが、同僚2名は、「申立人は、名目上の取締役にすぎず、その業務は現場でのB業であり、会社の経営は代表取締役とその養母が行っていた」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である、平成5年4月から6年9月までは53万円、6年10月から7年1月までは47万円に訂正することが必要である。

神奈川県厚生年金 事案 998

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から10年11月25日まで

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、私がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当初59万円であったのに、私の知らないうちに9万2,000円に引き下げられていた。

給与明細書のとおり当初の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料額が控除されていたので元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年11月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、同日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、申立期間について59万円から9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立期間当時の経理及び社会保険事務手を担当していた者は、「A社が厚生年金保険料を滞納していたため、代表取締役とともに、社会保険事務所の職員と相談したところ、『標準報酬月額を遡及^{そきゅう}して減額訂正することができる』と聞き、代表取締役の標準報酬月額については、その場で代表取締役が訂正処理を行っていた」と証言しているところ、申立人に係る訂正処理も、代表取締役に係る訂正処理と同日に行われていることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人が、申立期間に同社の役員であったことが確認できるものの、経理担当者や複数の役員は、「申立人は、現場における技術担当であり、同社の経理には一切関与していなかった」と証言しており、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円とすることが必要である。

神奈川県厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成2年5月から6年10月までは53万円、6年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から7年9月8日まで

平成2年5月1日から7年9月8日までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間について、標準報酬月額が9万8,000円に訂正されている。しかし、私の申立期間当時の給与は100万円から150万円程度は支給されていた。納入告知書による厚生年金保険料についても滞納した記憶もなく、今回、社会保険事務所からの連絡で記録の改ざんについて知ったもので改ざん前の正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成2年5月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年9月8日）の後の7年9月28日付けで2年5月1日に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理前である平成7年9月19日にA社の代表取締役を退任していることが確認できる上、当時、同社の債務整理を委託されていた弁護士から、「申立人は、同年9月には、身を隠しており、行方が分からなかった」との証言もあることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年5月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和47年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和24年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間：昭和47年11月21日から同年12月4日まで

私は、昭和46年4月1日にA社本社に入社し、現在も在職中である。この間昭和47年11月21日に同社本社から同社B営業所に転勤した際の年金記録が1か月欠落している。入社以来継続して勤務しているため、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、社員経歴書及び健康保険組合の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年11月21日A社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年12月の社会保険事務所の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、事業主は、資格取得日について、A社B営業所に異動になった昭和47年11月21日として届け出るべきところを、同年12月4日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録によると、昭和39年3月25日から同年4月1日までの期間における厚生年金保険被保険者期間が欠落しているが、私は36年4月1日にA社に入社し、同社C支店に配属された後、39年1月半ばに同社B支店に転勤になり、申立期間においても同支店で継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和39年1月17日にA社C支店から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B支店は、申立期間後の昭和39年4月1日から適用事業所としての記録があり、申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、同支店は法人の事業所であるところ、「同年3月25日の同支店の開店日には20人以上の社員が勤務していた」旨、事業主が証言していることから、同支店は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年5月24日に、資格喪失日に係る記録を51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和50年5月は7万2,000円、同年12月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月24日から同年6月2日まで
② 昭和50年12月29日から51年1月1日まで

昭和50年2月にA社に入社し、51年1月に退職するまで、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、昭和50年5月24日から同年6月2日までと同年12月29日から51年1月1日までの厚生年金保険が未加入となっており、納得できない。当時の給与明細書もあるため、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び事業主の回答により、申立人が申立てに係るグループ事業所に申立期間継続して勤務し（昭和50年5月24日にB社から関連会社A社に異動、50年12月31日に同社を退職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び社会保険庁のオンライン記録から、昭和50年5月は7万2,000円、同年12月は8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川県厚生年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社。）B支店における申立期間の資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録では、私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和51年3月31日になっているが、実際は同年4月1日である。同社B支店から同社C支店に異動した時期であり、空白無く勤務してきた。1か月抜けているのは会社の事務手続き上のミスと思われるので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、申立期間に同社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年2月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び43年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和43年4月から46年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所の記憶はないが、国民年金手帳を区役所から渡されたので、妻が国民年金保険料を何回か集金人に納付してくれていたはずである。その後、最初に渡された年金手帳は、区役所の職員に回収されてしまったので、保険料を納付しておらず、転居先の区役所で、年金手帳を再交付してもらった。何回か保険料を納付しているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所の記憶はないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月に、その前年に転出した先の区役所において、職権適用で払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間①の過半は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと思うと述べるだけで、具体的な納付状況が不明である上、その妻の申立期間①及び②の保険料も未納とされている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から56年9月までの期間及び57年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月から56年9月まで
② 昭和57年3月

私は、昭和55年9月に勤務先の会社を退職し、厚生年金保険の資格を喪失したので、すぐに区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金手帳と国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、私の母親は、集金人に2か月ごとに私の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年9月に厚生年金保険の資格喪失後、すぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は57年12月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、申立人の母親が、集金人に申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和57年12月ごろに払い出されていることから、申立期間①及び②は過年度納付によるほかないが、申立人が申立期間①及び②当時から居住している区では、その当時、集金人に過年度保険料を納付することができなかったことが確認でき、申立人の母親は、集金人に現年度納付することができる57年4月以降の期間について、保険料を納付していたと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親からも証言を得ることができず、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2217

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 55 年 3 月まで

昭和 51 年 3 月ごろに、国民健康保険の加入手続のために夫婦で市役所へ行った際に、窓口の職員から国民年金にも加入するように言われたので、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関か市役所で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 3 月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その夫についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 55 年 3 月まで

昭和 51 年 3 月ごろに、国民健康保険の加入手続のために夫婦で市役所へ行った際に、窓口の職員から国民年金にも加入するように言われたので、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関か市役所で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 3 月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の妻は、昭和 38 年 8 月ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人とその妻が所持する国民年金手帳の昭和 36 年度から 39 年度までの国民年金印紙検認記録欄のうち、右側の頁の国民年金印紙検認台紙が切り取られ、検認印が押されていない左側の頁には、昭和 40 年 10 月に台紙が切り取られたことを示すゴム印が押されていることから、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたにもかかわらず、検認印が押されていないのは不自然であり、印紙検認台紙の切り取りは、保険料の納付の有無にかかわらず、前年度以前の検認台紙が残っていた場合にも行われることから、検認台紙が切り取られているからといって、必ずしも保険料を納付していたと推認することはできない。

また、申立人は、申立期間について、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた区では、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間は集金人制度が存在していなかった上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 38 年 7 月時点で、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間は過年度納付によるほかないが、集金人に過年度保険料を納付することができなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納

付していたと述べているが、その夫も申立期間が国民年金の未加入期間及び保険料の未納期間とされている上、申立期間には申立人が厚生年金保険被保険者であった期間も含まれている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 36 年 2 月から 2 年経過したころ、自宅に来た区役所の職員に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人とその夫が所持する国民年金手帳の昭和 36 年度から 39 年度までの国民年金印紙検認記録欄のうち、右側の頁の国民年金印紙検認台紙が切り取られ、検認印が押されていない左側の頁には、昭和 40 年 10 月に台紙が切り取られたことを示すゴム印が押されていることから、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたにもかかわらず、検認印が押されていないのは不自然であり、印紙検認台紙の切り取りは、保険料の納付の有無にかかわらず、前年度以前の検認台紙が残っていた場合にも行われることから、検認台紙が切り取られているからといって、必ずしも保険料を納付していたと推認することはできない。

また、申立人は、申立期間について、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた区では、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間は集金人制度が存在していなかった上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 38 年 7 月時点で、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間は過年度納付によるほかないが、集金人に過年度保険料を納付することができなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納

付していたと述べているが、その夫も申立期間が国民年金の未加入期間及び保険料の未納期間とされている上、その夫が厚生年金保険被保険者であった期間も含まれている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間、同年10月から50年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、51年4月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、52年4月から同年6月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和49年10月から50年6月まで
③ 昭和50年10月から同年12月まで
④ 昭和51年4月から同年6月まで
⑤ 昭和51年10月から同年12月まで
⑥ 昭和52年4月から同年6月まで
⑦ 昭和52年10月から53年3月まで

私は、昭和49年ごろに長女を連れて国民年金の加入手続を行った。申立期間①から⑦当時、定期的に国民年金保険料を納付することができなかったことから、7回に分けて飛び飛びに保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から⑦までが未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、年金手帳を1冊しか所持したことがないと述べている上、その年金手帳には、初めて国民年金の被保険者になった時期が53年9月とされていることから、申立期間①から⑦までは未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、保険料を納付した期間についての記憶が不明確であるなど、ほかに申立期間①から⑦

までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年に転居し、当初は、納付により区役所及び金融機関で納付していたが、ある時期から口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間が未納及び未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年に転居後、当初は、国民年金保険料を納付書により区役所及び金融機関で納付し、ある時期からは口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、申立人は申立期間の一部について、区が発行した「国民年金保険料未納のお知らせ」及び当該期間の未使用の納付書を所持していることから、当該期間は口座振替を行っておらず、保険料を納付していなかったものとするのが合理的である。

また、申立人は、国民年金の資格喪失を行った記憶はないと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳では、昭和 58 年 11 月 15 日に資格を喪失した後、61 年 4 月に再び資格を取得していることが確認できることから、申立期間のうち、58 年 11 月から 61 年 3 月までの期間については、未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで

私は、昭和50年11月ごろに市役所で国民年金の任意加入手続を行った。52年4月からは、付加年金に加入すると同時に口座振替の手続も行った。その後、私は、61年4月に国民年金の第3号被保険者となるまでの間、銀行の夫名義の口座振替で付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、銀行の申立人の夫名義の口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その銀行が保管しているその夫の普通預金月中取引表によると、保険料が納付済みとされている申立期間直前の期間について、口座振替により保険料を納付していたことが確認できる一方、申立期間については、口座振替が行われなかったことが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人が申立期間から居住している市が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和60年12月に申立人の国民年金の被保険者資格が喪失された後、国民年金の第3号被保険者になった61年4月までの間、国民年金に加入した形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付して

いたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月7日から30年6月1日まで
社会保険事務所で年金の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間は、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

同社を退職後に、退職金と失業保険はもらった覚えがあるが、脱退手当金は請求も受給もした覚えが無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄には、脱退手当金を支給したことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約2か月後の昭和30年8月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 1 日から 63 年ごろまで

社会保険庁に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社はB社から独立して設立し、昭和 60 年から社会保険に加入した。社会保険事務所で詳しく調べてもらったところ、設立時の同僚には厚生年金保険の加入記録があることが判明したので、私に加入記録が無いことに納得がいかない。

A社には約3年勤務していた覚えがあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち昭和 60 年 5 月 1 日から 61 年 5 月 15 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社の当時の代表取締役は、「A社は自分が分社化して設立した会社であり、同社には、正社員のほか有期雇用契約者がおり、雇用形態により、必ずしも全社員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった。また、申立人については、有期雇用契約者であったため、雇用保険には加入させたが、厚生年金保険には加入させなかった」と証言している。

また、申立人が名前を挙げたA社設立時の同僚から聴取したところ、申立人が正社員であった、との証言は得られなかった。

また、申立人は申立期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付

しているとともに、国民健康保険にも加入している。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立期間の被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元役員も申立期間当時の関連資料は廃棄したと回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 62 年 6 月 1 日まで
A社を退職後、厚生年金保険第四種被保険者として昭和 55 年 2 月 1 日から 62 年 6 月 1 日までの第四種被保険者保険料を納付したにもかかわらず、56 年 4 月 1 日から 62 年 6 月 1 日までの被保険者期間が欠落しているので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険法（旧法第 15 条）の規定に基づく老齢年金を受けするために必要な被保険者期間の 20 年（240 か月）に達した以降の申立期間について、第四種被保険者保険料を納付したとしているが、社会保険事務所の保管する申立人に係る第四種債権管理簿及び第四種被保険者期間の被保険者原票には、被保険者期間が 20 年に達する昭和 55 年 2 月 1 日から 56 年 4 月 1 日までの第四種被保険者保険料を納付した記録は確認できるが、申立期間の保険料を納付した記録は無い。

また、社会保険庁は、厚生年金保険の被保険者期間が 20 年に達した第四種被保険者には、納付書を発行しないため、第四種被保険者は第四種被保険者保険料を納付することができないとしている。

さらに、申立人は、申立期間の第四種被保険者保険料は、申立人の配偶者が納付したとしており、申立人の配偶者は、申立人がA社を退職した後は、申立人の保険料を納付していたが、納付した期間を明確には覚えていないとしている。

このほか、申立人は、申立期間に第四種被保険者保険料を納付して

いたとする事実を証明する領収書等を有しておらず、保険料納付に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 10 日から 39 年 5 月 13 日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間の加入記録が無いと言われたが、スクールバスのドライバーとして昭和 34 年 7 月 1 日から平成 11 年 1 月 1 日まで継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所の勤務証明書及び雇用保険被保険者データから、申立期間について、申立人はA事務所に在籍していたことが確認できる。

しかし、A事務所から提出された労務契約書によると、「業務外の結核にかかった従業員が傷病休暇の期間満了の際、なお就労不能な場合には、健康保険法による傷病手当金が支給される範囲内で、就労不能な期間、無給休暇の状態を引き続き給料支払い従業員名簿にとどめるものとする」旨規定されているところ、同事務所の保有する申立人の労務者登録票に「昭和 38 年 11 月 10 日から 39 年 5 月 13 日まで結核による療養のため無給」との記載があり、申立人も、期間をはっきりしないものの療養のため休職したことを認めている。

また、昭和 6 年 2 月 4 日付け、各地方長官・各健康保険組合理事長あての社会保険部長通牒^{つうちょう}で、「被保険者が休職中給料を支給されない場合において、実質は使用関係の消滅とみられる場合においては資格を喪失する」とされているところ、同僚は、「私もそうであったが、当時は、私傷病等により、3 か月又は 6 か月を経過すると、軍籍がなくなり、社

会保険の資格を喪失させられた」と証言していることから、A事務所は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行ったものと考えることが相当である。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1008

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月から 7 年 2 月まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支払額に見合う額よりも低く記録されている。平成 5 年から 7 年までの確定申告書を提出するので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、社会保険事務所の記録では、平成 7 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、同日後の同年 4 月 3 日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間について、53 万円又は 50 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、閉鎖登記簿謄本から、申立人はA社の代表取締役であった事が確認できる。

また、申立人は、「このような標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正について知らなかった」と述べているが、一方で、「^{そきゅう}手続書類に押印する権限があったのは私だけである」とも述べており、代表取締役である申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

神奈川厚生年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社の記録が無い旨の回答をもらったが、工員として同社に勤務をしていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、自身が勤務していた期間について記憶が曖昧^{あいまい}な上、前述の同僚も、申立人が勤務していた期間及び就業形態は不明としている。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録のある6名は、「申立人については記憶していないが、当時は臨時雇用や有期雇用の労働契約であった従業員が多数在籍し、その者たちは厚生年金保険には加入していなかった」と証言している。

さらに、申立期間について、社会保険事務所で保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無い上、同社は既に解散していることから、人事記録等の申立てに係る事実を確認できる関連資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所から申立期間は脱退手当金を支給されたことになっているとの回答があったが、私は、脱退手当金をもらった覚えはないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和35年9月の前後3年以内に資格喪失し、被保険者期間が2年以上ある者8名の支給記録を確認したところ、7名に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち1名は、会社から脱退手当金についての説明があったと証言しているほか、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和35年12月6日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月8日から29年3月1日まで

私は、A所に昭和28年4月8日から32年6月16日まで、一般非常勤職員として勤務していたが、社会保険庁の記録では、同所における厚生年金保険被保険者期間は、29年3月1日から32年6月16日までの期間とされている。

手元には保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、当時の勤務の事実について証言できる同僚がいるので、上記申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間に、A所に勤務していたことは推認できるものの、同所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年3月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、複数の同僚に照会を行ったものの、申立期間の厚生年金保険料の控除について、明確な回答を得る事ができず、事業所に照会を行ったところ、「当時の資料が既に無いことから、不明である」との回答であった。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

加えて、A所は申立期間当時、B局の管轄であったことから、社会保

険事務所の保管する同局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名の記載は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月ごろから 38 年 8 月ごろ

社会保険庁の記録では、A社で働いていた期間の記録が無い。私は、経理の仕事をしており、社長の名前も覚えている。

また、健康保険証も頂いていた。当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を設立した同僚2名の証言から、申立人は申立期間に、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和43年11月1日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が挙げた同僚2名は、「申立期間当時の社員数は、社長を含めて4名のみで、厚生年金保険には加入していなかった」と証言していることから、申立期間当時、A社は、従業員5人未満である事業所（いわゆる非適用事業所）であり、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を備えていなかったものと認められる。

さらに、A社が、厚生年金保険の任意包括適用事業所の申請を行っていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

加えて、申立人は、厚生年金保険料の控除を示す資料として、当時の財務諸表を提出しているが、これら資料には「保険料」の勘定科目が確認できるものの、社会保険としての控除であれば、勘定科目も「保険

料」ではなく、「法定福利費」などの勘定科目が使用されるどころ、これらの勘定科目は見当たらない。また、各月の保険金額が異なっていて、計上されていない月もある上、昭和37年3月から同年10月までの合計残高試算表における「給料金額」から想定される社会保険料額は、上記「保険料」と大幅に異なっていることから、当該資料の「保険料」に計上されている金額は、厚生年金保険料として控除された保険料ではないと考えるのが自然である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 31 日から同年 11 月 26 日まで
② 昭和 34 年 12 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 3 月 1 日から 43 年 6 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、脱退手当金を受給していると言われた。

しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことは無いし、受け取った記憶は無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、同一の被保険者台帳記号番号で管理された3つの申立期間が計算の基礎とされ、支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
: ② 昭和 28 年 8 月 18 日から 29 年 6 月 20 日まで

私は、中学卒業後の昭和 28 年 4 月に A 社に入社し、29 年 6 月まで勤務していたはずだが、社会保険庁の調査では、28 年 6 月 1 日から同年 8 月 18 日までの 2 か月しか厚生年金保険の加入記録がない。納付ができないので再度調査を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 28 年 4 月に資格取得した者は存在せず、同年 6 月 1 日に資格取得した者が多数確認できる上、翌年の 29 年 6 月にも多くの者が資格取得をしていることから、申立期間当時、事業主は、一定の時期に、従業員をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

申立期間②について、上記の被保険者名簿によると、申立人の記録は、昭和 28 年 6 月 1 日取得、同年 8 月 18 日喪失と、オンライン記録どおりの記載であることが確認でき、その備考欄には「証返附済み」の記載がある。

また、申立期間後に社会保険の手続き等を担当したとする同僚は、「当時、A 社では、社会保険の手続きは適切に行われていなかった」と証言しており、他の同僚によると、「A 社では、厚生年金保険に加入していない者も複数いた」と証言していることから、当該事業所において

は、在籍していた従業員が、そのすべての期間において、厚生年金保険の被保険者となっていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②について、A社において勤務していたと思われる複数の同僚に文書による照会をかけたが、申立人を記憶している者がいなかったことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について推認できる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月から同年 9 月まで

社会保険庁の記録では、当初A社の厚生年金保険の加入記録は不明だったが、その後同社の記録が出てきたものの、昭和 19 年 10 月から 3 か月間の記録のみになっている。

A社には昭和 20 年 9 月ごろまで働いており、厚生年金保険の保険料も控除されていると思われるので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。なお、会社の所在地は、20 年 1 月ごろ戦争激化のため、BからCへ疎開している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 20 年 1 月ごろ戦争激化のため、A社はBからCへ移り、そこで、同社に同年 9 月まで働いていたと主張しているが、同社は同年 1 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

また、Cへ移転したとするA社については、従業員数が不明なため、厚生年金保険の適用事業所に該当していたか否かについて確認できない上、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する事業所番号等索引簿では、移転後のA社が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、移転前のA社に係る、社会保険事務所が保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている 16 名 (申立人を含む) のうち、オンライン記録で年金記録が確認できた 1 名も、昭和 20 年 1 月 27 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、

Bに所在する事業所において被保険者資格を取得している記録は確認できない。

加えて、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、Bに所在時のA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から住所が確認できた者に対し調査を行ったものの、連絡が取れず申立期間当時の事業所の状況及び申立人の勤務や保険料控除の状況について確認ができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 15 日から 41 年 1 月 21 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所から得た。

私は、昭和 38 年 8 月ごろ、新聞の募集広告に応募してA社に入社し、41 年 4 月まで勤務していたので、4 か月だけ厚生年金保険に加入し、その前の申立期間が未加入となっていることが納得いかないのので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が昭和 38 年ごろからA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚に聴取したところ、「私は、昭和 38 年当時、臨時工として入社して、一定期間は日給で働いていた」との証言があり、事業主も「臨時雇用は制度として設けていたわけではないが、臨時雇用であった従業員もいた」と回答している。

また、当該事業所が保存している入社記録における入社日及び社会保険事務所の保管する被保険者名簿における厚生年金保険の資格取得日は、社会保険庁の記録のとおり昭和 41 年 1 月 21 日であることが確認でき、雇用保険の記録も社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことにつ

いて具体的に記憶していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月から 34 年 3 月まで
② 昭和 34 年 7 月から 36 年 7 月まで

申立期間①については、昭和 30 年 3 月に高校卒業後、A社に運転手として就職し、主に鉱山からの物を運ぶ作業に従事していた。

申立期間②については、昭和 34 年 7 月から 2 年間はB社で定期便の運転手をしていた。

いずれの企業でも、給料は高額で、相応にかなりの金額が控除されていたので、私としては社会保険料も含まれた控除額だと認識していた。まじめに働いた期間が年金記録に無いことは不服である。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の証言から、期間は特定できないまでも、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚から、「昭和 30 年ごろのA社では、入社して直ちに正社員として雇用されることは無く、数年間の常用臨時を経てから試験を受けて、正社員に登用される雇用慣例にあった」という証言があるところ、申立人は、「登用試験を受けた記憶が無い」と述べていることから、申立人が正社員として、同社に雇用されていたとは考え難い。

また、A社には申立人が申立期間に在籍していた記録は無く、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、元同僚の証言から、期間は特定できないまでも、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主が申立人の給与から保険料を控除していたことをうかがわせる資料等は既に無く、確認することはできない。

また、B社において、申立人が、「組んで仕事をしていた」とする同僚も申立期間当時の厚生年金保険の被保険者としての記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 21 日から 35 年 2 月 24 日まで
私の年金加入記録を見たところ、A市所在のB社に勤務していた期間の記録が無かった。脱退手当金が昭和 36 年 9 月に支給されているとのことだが、私はその会社を退職した際に脱退手当金を請求したことは無いし、その時期はC区に居住しており、銀行口座も持っていなかったので受け取ることはできないはずである。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給期間における最終事業所であるD社の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 20 日から 47 年 7 月 31 日まで
私は、昭和 45 年 6 月ごろ公共職業安定所の紹介でA社に入社した。現在の自分を育ててくれた会社であり、その会社での在職期間の記録が抜けていることに強い憤りを禁じ得ない。46 年 3 月 1 日に雇用保険に加入していたことも判明しており、雇用保険に加入した記録があるということは、当然、厚生年金保険にも加入していたと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間のうち昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 3 月 31 日までA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から確認できる。

しかし、申立人が同じ時期に勤務していたとしている同僚 2 人については、A社における被保険者記録が無い。

また、複数の同僚から「私が厚生年金保険に加入したのは、事業主に自ら加入を申し出たからである」「私は厚生年金保険に加入しないことを選択したので加入していない」との証言が得られたことから、A社では、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1020

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月から昭和 36 年 9 月まで
昭和 33 年 7 月から 39 年 4 月 30 日まで、A 事業所に勤務していたが、昭和 33 年 7 月から 36 年 9 月までの 39 か月間が欠落している。
給与明細書等保険料控除を証明できるものは無いが、給与から保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 事業所に勤務していたことは、同僚の証言から推認できるものの、複数の同僚は、「A 事業所に入社した時期と社会保険庁の記録にある資格取得日が相違している」と証言しており、事業主は、当時、従業員について厚生年金保険加入手続きを入社当初から行わなかったことがうかがえる。

また、上記の複数の同僚からは、「厚生年金保険に加入していない期間について、厚生年金保険料を控除されていたかどうかは記憶に無い」との証言がある上、事業主は、平成 2 年 7 月に既に死亡しており、申立人の保険料控除について、事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所の保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は、昭和 36 年 10 月 1 日の 1 回のみであることが確認でき、同名簿の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料を保管していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より控除されたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月15日から27年2月1日まで

私は、昭和25年12月15日から27年3月31日までの間、A社の従業員として、B事業所に大工として、爆弾の梱包作業に勤務した。社会保険庁の記録では、昭和25年12月25日から27年2月1日まで厚生年金保険の加入期間が無いとされているが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚や上司が、A社において被保険者期間を有していることから、申立人は、申立期間についてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、「給料は日給で毎日受け取っていた」としていることから、日雇の作業者であったことが推認できるところ、当時のA社の事務責任者であった所長は、「社員は現場監督者と事務担当者のみで、それ以外は日雇の作業者であり、日雇の作業者は厚生年金保険への加入はしていなかった」旨の証言をしている。

また、社会保険事務所の保管するA社の被保険名簿に記載のある13人に照会したところ、13人全員が「私はA社の従業員であり、給料は月払であった」と証言していることから、申立期間当時の同社の厚生年金保険の取扱いは、上記の所長の証言どおりであったことが推認できる。

さらに、事業主に照会したところ、「当時の従業員記録、厚生年金記録及び人事記録の保存が無い」としており、申立人も厚生年金保険料を

控除されていたと確認できる関連資料を保持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 12 月 2 日から 15 年 9 月 1 日まで
私は、A社に、管理職となること及び社会保険に加入することを条件として入社した。ところが、給料から保険料控除が無いので事業主に確認をしたところ未加入であることが分かり、平成 15 年 9 月から厚生年金保険の被保険者になった。申立期間の保険料をさかのぼり納付するので、当該期間の厚生年金保険の被保険者になることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の賃金台帳から、申立人は申立期間の厚生年金保険の保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人及び事業主とも、申立人は申立期間に厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料控除がされていなかったことを認めている。

さらに、社会保険庁の記録から、申立期間を含む平成 14 年 6 月から 15 年 8 月までの国民年金保険料を 16 年 7 月に納付されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1023

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から12年10月29日まで
社会保険庁の記録では申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、申立期間当時の給料は38万円であり、勤務内容にも変更は無かった。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、商業登記簿謄本及び社会保険事務所の記録により認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成12年10月29日）の後の13年3月14日付けで、5年3月から12年9月までの91か月について遡^{そきゅう}及して標準報酬月額の減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、「申立期間の標準報酬月額の減額訂正について、具体的な期間や金額について聞いていないし、知らされなかった」と主張しているが、申立人は、「経営が厳しくなり、社会保険料の納付が滞った。社会保険事務所の職員と相談の上、標準報酬月額の減額訂正のための書類に代表者印を押印した」と述べており、事業主として申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。